

(仮称)甲府市地域公共交通網形成計画策定業務委託
「公募型プロポーザル方式」資料作成要領

1 業務名等

- (1)業務名 (仮称)甲府市地域公共交通網形成計画策定業務委託(以下「対象業務」という。)
- (2)委託場所 山梨県甲府市地内

2 参加表明書等の作成・提出に係る事項

- (1)参加表明書の作成様式
様式-1による。

- (2)参加資格確認資料記載上の留意事項(様式-2~4の7)

① 業務従事体制確認調書(様式-2)

- ・配置予定の管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者を記載すること。
- ・照査技術者は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者との兼務は認めない。
- ・担当技術者は、最大4名まで配置できる。
- ・企画提案書等の提出者以外の企業等に属する者を担当技術者として配置する場合には、当該技術者の所属する企業名等も記載すること。なお、この担当技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。
- ・担当技術者が管理技術者を兼ねる場合は、当該技術者については担当技術者としての評価対象としない。
- ・他の建設コンサルタント等に対象業務の一部を再委託する場合、又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力を受ける相手先、及びその理由(企業の技術的特徴)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- ・企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。

② 会社概要等整理表(様式-3)

③ 同種業務実績(様式-4の1)

- ・同種業務の実績を3件まで記載できるものとする。図表、写真等を引用する場合は、1件につきA4版1枚に整理する。

④ 山梨県内の受託実績(様式-4の2)

・山梨県内における受託実績を3件まで記載できるものとする。図表、写真を引用する場合は、1件につきA4版1枚に整理する。

⑤ 予定技術者等の経歴等(様式-4の3~様式-4の6)

・配置予定の管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者について経歴等を記載する。
・管理技術者と主任技術者については、手持ち業務として平成30年4月16日現在の全ての発注者によるものを記載すること。(500万円以上の他の業務を対象とする。)プロポーザル方式による本業務以外の業務で、配置予定技術者として特定済で未契約の業務も手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

⑥ 予定技術者の同種業務実績(様式-4の7)

・管理技術者と主任技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。(代表的なものを記載すること。)
・記載する業務は、平成17年4月1日以降に完了・引き渡しを受けた業務とする。
・記載した業務への関与について位置づけを明記する。〔管理技術者(若しくは同等の立場)、主任技術者(若しくは同等の立場)及び担当技術者(若しくは同等の立場)の別〕
・記載する業務の数は、技術者1名につき1件とする。
・企画提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。

⑦ JV協定書(特定設計業務共同企業体協定書)(様式-5)

・企業体として参加する場合、参加表明書提出時には、企業体を組織し、様式-5の「特定設計業共同企業体協定書」を作成し提出すること。
・企業体の名称は、「〇〇コンサルタント・□□事務所(仮称)甲府市地域公共交通網形成計画策定業務共同企業体」とすること。商号の省略使用は不可とし、また、個人は氏名を記載すること。

(3) 企画提案書等の提出者を選定するための評価基準

参加表明者の基礎審査評価基準は、別表1のとおりとする。

3 企画提案書等の作成・提出に係る事項

(1) 企画提案書等の作成様式

・様式-6~8による。

(2) 企画提案書等記載上の留意事項

① 業務の実施方針・業務フロー・工程表(様式-7)

- ・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。
- ・レイアウトの変更は可とし、A4判1枚程度にまとめること。

② 特定テーマに対する企画提案(様式-8)

- ・特定テーマごとにA4判4枚程度にまとめること。
- ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用いてもよい。
- ・特定テーマ①については、過度に自動車に依存する状態から公共交通の利用への転換が図られるよう、利用促進方策について提案を求めるものである。
- ・特定テーマ②については、市民及び来訪者の移動を支える鉄道、路線バスなどの公共交通ネットワークの再編をするに当たっての基本的な考え方と、都市計画(都市計画マスタープランや立地適正化計画※等)分野との連携方策について提案を求めるものである。
- ・特定テーマ③については、将来的に導入可能な交通モードなどの技術提案を求めるものである。
- ・本プロポーザルは、調査、検討、及び計画策定業務における考え方等について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。本作成要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書等、又はこの作成要領及び別添の様式に示された条件に適合しない企画提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

※立地適正化計画は、本市においては平成31年度までの策定を予定。

③ 参考見積書(様式は任意)

- ・対象業務に係る参考見積書を提出すること。
- ・様式は特に定めないが、特記仕様書に記載された項目により作成すること。ただし、必要とされる項目を追加することも可能とする。
- ・参考見積書は、委託先の特定に際しての参考とする。

④ 企画提案書等は、簡潔に記載すること。

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(3)業務委託予定者を特定するための評価基準

業務委託予定者は、次の基準に基づいて特定される。

企画提案書等の評価項目、判断基準ならびに評価のウエイトは、別表2のとおりとする。

なお、参加表明書等の基礎審査の評価についても持ち越される。

(4)企画提案書等に関するヒアリング

以下のとおり行う。

- ① 実施場所：甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
- ② 実施期日：平成30年5月23日(水)(予定)

- ③ 開始時間:後日連絡する。
- ④ 出席者 :配置予定主任技術者等
- ⑤ ヒアリングは、参加表明書等及び企画提案書等に記載された項目について質疑応答を行うものとする。
- ⑥ 企画提案書の発表、質疑の対応は、配置予定主任技術者が行うものとする。
- ⑦ ヒアリング時の説明は、提出した資料のみを用いて行うものとする。

4 資料提出にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書等(様式-1~4の7及び添付資料。企業体として提出する場合は、様式-5も追加。)及び企画提案書等(様式-6~8及び添付資料)については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。
- (2) 提出書類について、問合せをする場合があるので、参加表明書等の審査期間である平成30年4月25日(水)から平成30年4月26日(木)までの期間、企画提案書等の審査期間である平成30年5月14日(月)から平成30年5月22日(火)までの期間に問合せが確実に出来る連絡先を様式-1及び様式-6に明記すること。
- (3) 参加表明書等(様式-1~4の7及び添付資料。企業体として提出する場合は、様式-5も追加。)及び企画提案書等(様式-6~8及び添付資料)については、紙媒体により提出すること。なお、紙媒体と併せて電子媒体を提出する場合には、それぞれ一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

5 その他

- ① 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書等を提出することができない。
- ② 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、企画提案書等の提出者の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- ④ 特定された企画提案書等の内容については、協議の上、対象業務の特記仕様書に反映する場合がある。
- ⑤ 業務委託予定者として特定された後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- ⑥ 参加表明書等及び企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等の市が認める場合を除き、変更することはできない。

別表1 企画提案者等の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	区分	判断基準		
参加表明者（事業者）の適格性 (40)点	参加表明者（事業者）	業務推進体制	業務従事体制	10
		成果の確実性	同種又は類似の受託実績	
		山梨県情勢に対する精通度	山梨県内における受託実績	10

別表1 企画提案者等の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト
	区分	判断基準		
(40)点	管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格 (様式-4の3) 技術者の資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(当該業務に関連する部門) ② 土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM ③ 上記①②と同等と認められる者 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	8
		経験年数	(様式-4の3) 技術者の経験年数を下記の順位で評価する。 ① 経験年数25年以上 ② 経験年数20年以上25年未満 ③ 経験年数15年以上20年未満 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	8
	専門技術力	業務執行技術力 (様式-4の7) 平成17年4月1日以降に完了した同種業務への関与について、下記の順位で評価する。 ① 管理技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり ② 主任技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり ③ 担当技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり なお、該当する業務実績がない場合は選定しない	8	
	専任性	手持ち業務量 (様式-4の3) 手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上、又は件数が10件以上のいずれかである場合は選定しない。 なお、手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者として配置されている契約金額500万円以上の業務とし、プロポーザル等で特定後で未契約の業務を含む。	数値化しない	
	照査技術者	資格要件 経験年数 (様式-4の4) 技術者の経験年数を下記の順位で評価する。 ① 経験年数15年以上 なお、経験年数15年未満の場合は選定しない	数値化しない	
	主任技術者	資格要件	経験年数 (様式-4の5) 技術者の経験年数を下記の順位で評価する。 ① 経験年数20年以上 ② 経験年数15年以上20年未満 ③ 経験年数10年以上15年未満 なお、上記いずれにも該当しない場合は選定しない	8
		専門技術力	業務執行技術力 (様式-4の7) 平成17年4月1日以降に完了した同種業務への関与について、下記の順位で評価する。 ① 管理技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり ② 主任技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり ③ 担当技術者(もしくは同等の立場)としての実績あり なお、該当する業務実績がない場合は選定しない	8
		専任性	手持ち業務量 (様式-4の5) 手持ち業務の契約金額の合計が2億円以上、又は件数が5件以上のいずれかである場合は選定しない。 なお、手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者として配置されている契約金額500万円以上の業務とし、プロポーザル等で特定後で未契約の業務を含む。	数値化しない

管理技術者:業務の技術上の管理を行う技術者。
照査技術者:業務の節目毎に成果の確認を行う者。
主任技術者:業務を主体となって執行する者。主担当者。
担当技術者:業務を補佐的立場で執行する者。副担当者。

※資格要件+実務経験 15年以上
※実務経験 15年以上
※実務経験 10年以上
※実務経験 5年程度

別表2 業務委託予定者を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	区分	評価基準	
実施方針・ 業務フロー・ 工程表・そ の他 (100点)	業務理解度	本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価	20
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価	20
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価	20
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価	20
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価	20

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	区分	評価基準	
特定テーマ に対する技 術提案 (180点)	特定テーマ① 自動車の利用から公共交通の利 用へと転換を図るための利用促 進方策について	的確性	30
		実現性	30
		独創性	30
	特定テーマ② 鉄道及び路線バスなどの公共交 通ネットワークの再編するに当た っての基本的な考え方、都市計 画分野との連携方策について	的確性	20
		実現性	20
		独創性	20
	特定テーマ③ 将来的に導入可能な交通モード などの技術提案について	的確性	10
		実現性	10
		独創性	10

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	区分	評価基準	
参考見積書	業務コストの 妥当性	提示した業務規模とかけ離れている、又は提案内容に 対して見積が不適切な場合は特定しない	/